最終更新日：2021年6月18日

ソーシャルワイヤー株式会社
代表取締役社長　矢田 峰之
問合せ先：経営管理部長　岩田 夏希 (TEL 03-5363-4872)

証券コード：3929
https://www.socialwire.net/

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1．基本的な考え方

当社は、「意思決定のスピード化」「企業行動の透明性の確保」「アカウンタビリティの充実」を高め、企業活動を推進することを、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。株主の権利をはじめ顧客、取引先、従業員等のすべてステークホルダーの利益を重視し、社会的信頼に応え、持続的成長と発展を遂げていくために誠実で公正な企業活動を推進してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

2021年6月11日施行の改訂後コーポレートガバナンス・コードに基づき記載しています。

補充原則1－2④　株主総会における権利行使
2020年3月期の定時株主総会より、議決権の電子行使を導入しております。
また、招集通知の英訳への取り組みにつきましては、株主構成の状況に鑑み現時点では実施しておりませんが、今後も株主構成、特に外国人株主の比率等を注視しつつ検討してまいります。

原則2－6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮
当社では退職金制度はなく、企業年金の積立金の運用はないため、企業年金のアセットオーナーとして企業年金の積立て等の運用に関与しておりませんが、従業員に対して、資産運用に関する教育研修の実施等を行うことを検討してまいります。

補充原則4－8②　独立社外取締役の有効な活用
当社は、独立社外取締役を3名選任しております。今後さらに独立社外取締役が選任された際には経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を構築する必要があると考えております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

2021年6月11日施行の改訂後コーポレートガバナンス・コードに基づき記載しています。

原則1－4　政策保有株式
当社では、原則として株式の政策保有を行いません。なお、政策保有が必要となる場合につきましては、当社にとって中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合に限るものとし、取締役会において総合的な判断により実施いたします。

原則1－7　関連当事者間の取引
当社は、役員が会社との間で利益相反取引又は会社の事業の部類に属する取引をなす場合は、事前に取締役会の承認を得なければならない旨を取締役会規程で定め、その取引を監視しています。また、当社株式を議決権ベースで5％以上保有する株主との間で取引を実施する場合にも、取締役会規程にしたがって取締役会の承認を取得することとしています。更に、年に1回、当該取引の有無及びその内容について取締役会に報告することとしています。
なお、取引内容、取引条件及び取引条件の決定方針・方法等については、株主総会召集通知や有価証券報告書等で開示しております。

原則2－6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮
当社では退職金制度はなく、企業年金の積立金の運用はないため、企業年金のアセットオーナーとして企業年金の積立て等の運用に関与しておりませんが、従業員に対して、資産運用に関する教育研修の実施等を行うことを検討してまいります。

原則3－1　情報開示の充実
当社は、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報（非財務情報も含む）についても、当社ホームページ等の様々な手段により開示を行っています。
（ⅰ）当社は、企業理念及び中期成長戦略を当社ウェブサイトに掲載しています。
（ⅱ）当社は、コーポレートガバナンス・コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を、東京証券取引所に提出しております「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の「Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」「1．基本的な考え方」に掲載しており、これを当社ホームページにも開示しております。
（ⅲ）当社は、役員報酬を決定するに当たっての方針と手続を、東京証券取引所に提出しております。「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の「Ⅱ　経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1．機関構成・組織運営等に係る事項」［取締役報酬関係］「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に掲載しており、定時株主総会の招集通知及び有価証券報告書でも開示しております。
（ⅳ）取締役・監査役の選解任にあたっての方針・手続につきましては、当社のビジョンとの高い共感性をもちつつ、豊富な経験、高い見識、高度な専門性及び高い倫理観、優れた人格を有する者を候補として取締役会で決定し、株主総会にて選任することとしております。なお、取締役及び監査役を解任すべき事由が生じた場合は、取締役会で検討、審議し、法令に従い、株主総会に解任議案を上程し、その決議をもって解任いたします。
（ⅴ）社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由については株主総会招集通知及び参考書類・事業報告・有価証券報告書に記載し、株主に理解いただけるよう具体的に説明するよう努めております。

補充原則4－1①　取締役会の役割･責務(1)
当社は、取締役会規程、職務権限規程に基づき、取締役会、社長、業務執行担当役員、本部長、事業部長、部長、部門長会議等の意思決定機関及び意思決定者に対して、決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めており、その概要を有価証券報告書に開示しております。

原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社は、独立社外取締役の独立性について、会社法2条15号及び東京証券取引所が定める独立性判断基準を考慮した判断基準としております。またこれに加え、取締役会において建設的かつ闊達な意見が期待できるような資質を備えた人物を選定しております。

補充原則4－11①　取締役会･監査役会の実効性確保のための前提条件
当社は、取締役会の全体としての知識･経験･能力のバランス、多様性等に関する考え方については、取締役候補の指名に関する考え方とほぼ一致しており、その基準については、原則3－1（iv）の記載のとおりです。今後は必要に応じて、社内規程の整備や各取締役の知識･経験･能力等を一覧化したいわゆるスキル･マトリックスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形でのスキルの組み合わせを開示する等の検討を行うと共に、取締役会の全体としての知識･経験･能力のバランス、多様性及び規模をより意識した体制を講じてまいります。

補充原則4－11②　取締役会･監査役会の実効性確保のための前提条件
取締役の取締役会への出席状況及び活動状況は、年度事業報告及び株主総会参考書類にて開示しているとおり、全取締役が高い出席率を確保し、活発な議論を実施しています。
また、当社では、取締役の再任や新任候補者を検討する過程において、業務執行を行う上で支障は無いかどうか他会社役員兼任状況が合理的な範囲にとどまるかどうかについての確認や、年に1回、関連当事者間取引の有無について確認を行うなど調査を実施しており、関連当事者間の取引についても管理する体制を構築しております。その結果は年度事業報告及び株主総会参考書類において開示を行っております。

補充原則4－11③　取締役会･監査役会の実効性確保のための前提条件
当社は、独立役員（社外取締役3名、社外監査役2名）が各取締役の職務執行の状況及び取締役会全体の実効性について分析･検証し、その結果を踏まえた指導を適宜行っております。2021年3月期の取締役会の職務執行において、当社規定のコーポレートガバナンス･コード各原則に沿わない運用等、問題となる事項は認められませんでした。

補充原則4－14②　取締役･監査役のトレーニング
取締役及び社外取締役は、専門的知識を有する人材を候補者として求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に果たしうる人物を選任しています。選出された新任役員に対しては当社の関連資料を提供し、概要及び課題等の説明を行うとともに、役員としての必要な知識の習得を行うために適宜外部のセミナー等を活用することとしております。
加えて、各取締役がそれぞれの必要に応じ自主的に参加する講習会･交流会等の費用は当社が負担しております。

原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針
当社では、株主との対話に関する対応は、経営管理部をIR担当部署として実施しております。株主との適切な対話を促進するために必要と認められる場合は、株主の希望や面談の目的･内容の重要性等に応じて、取締役の中から適任者が面談に対応します。

## 2．資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 更新 | 10%未満 |

### [大株主の状況] 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| 矢田 峰之 | 1,186,000 | 19.66 |
| ユナイテッド株式会社 | 416,400 | 6.90 |
| 佐藤 幹雄 | 357,948 | 5.93 |
| 加藤 順彦<br>（常任代理人）香港上海銀行 東京支店 | 220,000 | 3.65 |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 192,900 | 3.20 |
| 庄子 素史 | 154,000 | 2.55 |
| 杉本 太一朗 | 130,200 | 2.16 |
| 荻巣 知子 | 118,000 | 1.96 |
| 藤原 直美 | 117,200 | 1.94 |
| 石田 朝子 | 115,200 | 1.91 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

所有株式数は、2021年3月末日現在の所有状況に基づき記載しております。

## 3．企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 マザーズ |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 情報・通信業 |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における（連結）売上高 | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

## 4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

## 5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1．機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 11 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 更新 | 5 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 更新 | 3 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 | 3 名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 大野 誠一 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | ○ | | | |
| 白川 久美 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 山浦 政彦 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | ○ | | | |

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 大野 誠一 | ○ | 当社は、同氏が取締役社長を務める株式会社ハッツアンリミテッドにグループウェアを提供しておりますが、同社に対する直近事業年度売上高が100万円未満及びその取引額に対する売上割合が0.01%未満であり、かつ、他の企業との取引と同様の取引条件であるため、当社の意思決定に際し、影響を与える恐れはないものと判断しております。 | 豊富な経営者経験及び幅広い見識を有しておられ、経営の透明性と客観性向上についてご指導いただくため、選任しております。<br>また、独立性の基準及び開示加重要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し独立役員に指定しております。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 白川 久美 | ○ | ――― | グローバル企業での豊富な経験及び幅広い見識を有しておられ、健全かつ効率的な経営の推進についてご指導いただくため、選任しております。<br>また、独立性の基準及び開示加重要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し独立役員に指定しております。 |
| 山浦 政彦 | ○ | 当社は、同氏が所属しているSBペイメントサービス株式会社との間に取引関係（収納代行に関する取引）を有しておりますが、直近事業年度取引額が100万円未満及びその取引額に対する売上割合が2％未満であり、かつ、他の企業との取引と同様の取引条件であるため、当社の意思決定に際し、影響を与える恐れはないものと判断しております。 | 長年に亘りグローバル企業に勤め、金融サービス、アセットマネジメント事業に携わり、豊富な経験及び幅広い見識を有しております。グローバルな視点を持った幅広い経験の観点よりご指導をいただくため、選任をお願いするものであります。<br>また、独立性の基準及び開示加重要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し独立役員として選任することを予定しております。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

## 【監査役関係】

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 5 名 |
| 監査役の人数 更新 | 3 名 |

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と会計監査の実施状況等について意見交換を行い、内部監査室から内部監査の状況に関して報告を受けることで、監査の実効性と効率性の向上に取り組んでおります。
内部監査室は、会計監査人及び監査役と連携し、定期的な会合を開催して意見交換を行い、会計・業務・事業リスク・コンプライアンス等の内部監査実施内容を共有することによって相互の連携の強化に努めております。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 更新 | 2 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新 | 2 名 |

### 会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 樋口 節夫 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |
| 平山 剛 | 弁護士 | | | | | | | | | | ○ | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

### 会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 樋口 節夫 | ○ | ――― | 公認会計士としての高度な専門的知識を有し、当社の監査体制の強化に適していると判断し、社外監査役として選任しております。<br>また、独立性の基準及び開示加重要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し独立役員として選任しております。 |
| 平山 剛 | ○ | 当社は、2020年4月まで、同氏が代表を務めるタイラカ総合法律事務所との間に取引関係（顧問弁護士契約）を有しておりましたが、同事務所における直近事業年度取引額が100万円未満及びその取引額に対する売上割合が2％未満であり、かつ、他の企業との取引と同様の取引条件であるため、当社の意思決定に際し、影響を与える恐れはないものと判断しております。 | 弁護士としての高度な専門的知識を有していることから、その豊富な経験・幅広い見識を当社の経営上の重要事項につき有効な助言をいただくことを期待するとともに、経営全般の監視を行い、監査の実効性を高めていただけるものと判断し、社外監査役候補者として選任しております。 |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 5 名 |

### その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員のうち、5名全員を当社独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |

### 該当項目に関する補足説明

業務向上の意欲や意識を高めること、また、当社株主と付与対象者の利害を共有することで業績及び企業価値の向上を図ることを目的とするために、ストックオプション制度を導入しております。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 更新 | 社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役 |

### 該当項目に関する補足説明

役員のみに限らず役職員が当社株主と付与対象者の利害を共有することで、業績及び企業価値の向上を図ることを目的としております。

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

### 該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しておりませんので、個別の役員ごとの記載を省略しております。取締役及び監査役の報酬はそれぞれ総額にて開示をしております。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 | あり |

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等は、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。
当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2015年5月22日であり、決議の内容は取締役年間報酬総額の上限を5億円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。定款で定める取締役の員数は11名以内とする。本報告書提出日現在は5名。）、監査役年間報酬総額の上限を1億円（定款で定める監査役の員数は5名以内とする。本報告書提出日現在は3名。）とするものです。
当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有す者は、取締役会により委任された代表取締役社長 矢田峰之であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。
決定過程においては、代表取締役社長が売上高に対する比率や正社員平均給与実績等を参考指標として年度の報酬総額を定め、常勤取締役全員は自身を含めた全取締役の評価及び報酬総額の範囲内における分配案を作成いたします。代表取締役社長は、各評価の平均を基に総合的に勘案して個々の報酬額を決定しております。
監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。
なお、提出会社の役員が当事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

### 【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、経営管理部及び財務経理部で行っております。
取締役会の資料は、原則として事前配布し、社外取締役及び社外監査役が充分な検討をする時間を確保しております。
社外監査役に対しては、常勤監査役から監査役監査・会計監査・内部監査間の情報共有を促進しております。

## 2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

企業統治の体制の概要

a．取締役会
当社の取締役会は、代表取締役社長 矢田峰之が議長を務めております。その他メンバーは取締役副社長 庄子素史、取締役 大野誠一、取締役 白川久美、取締役 山浦政彦の取締役5名（うち社外取締役3名）で構成されており、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、各取締役の業務執行の状況を監督しております。
また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

b．監査役会
当社は監査役会制度を採用しております。常勤監査役 赤松朱美、社外監査役 樋口節夫、社外監査役 平山剛の常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の全3名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。監査役会は、毎月の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。常勤監査役は、取締役会のほか、部門長会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。
また、内部監査室及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行う等連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

c．部門長会議
部門長会議は、代表取締役社長 矢田峰之が議長を務めております。その他メンバーは取締役副社長 庄子素史、執行役員インフルエンサーPR事業部長 藤原直美、執行役員ニュースワイヤー事業部長 山名真季子、執行役員法人営業部長 北阪彰生、執行役員シェアオフィス事業部長 大川友里、執行役員財務経理部長 荻巣知子、プロダクト運用部長 秋元悟郎、システム開発室長 西川和正、クリッピング事業部長 蜂屋博司、子会社代表取締役社長 堺智彦、経営管理部長 岩田夏希、内部監査室長 小林宏至、常勤監査役 赤松朱美で構成されており、代表取締役社長の諮問機関として、内部監査室長、常勤取締役、執行役員、常勤監査役及び各取締役が指名する部門管理者が出席しております。原則として月1回開催し、経営上の重要事項及び月次予算の進捗状況の報告について審議等を行い、経営活動の効率化を図っております。

d．内部監査室
内部監査室は、内部監査室長 小林宏至が内部監査規程に基づき、グループ会社を含む各部門の業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等についての監査を定期的に行い、代表取締役社長に報告しております。
また、内部監査結果及び是正状況については、監査役に報告し、意見交換を行っております。

## 3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では監査役会設置会社を採用しております。
この体制により、経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、業務執行及び取締役会から独立した監査役及び監査役会に取締役会に対する監査機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに組織的に十分牽制の効く体制であると考えております。
なお、監査役3名のうち2名を社外監査役として選任しており、企業の経理財務担当役員、公認会計士、税理士、弁護士等の専門性の高い知識と豊富な経験を有しております。取締役会及び経営陣に対して独立した立場で積極的に意見を述べており、実効性の高い監査役会を構築しております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 当社では、株主総会において株主が適切な判断を下すことに資すると考えられる情報提供について必要に応じ適確に提供すべきと考えており、招集通知を開催日3週間前に発送しております。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 当社は、多くの株主に出席いただくために、他上場企業の株主総会の集中日を避けた日程設定に努めております。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 2020年3月期の定時株主総会より、議決権の電子行使を導入いたしました。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 2020年3月期の定時株主総会より、議決権の電子行使を導入いたしました。 |
| 招集通知（要約）の英文での提供 | 今後検討すべき事項と考えております。 |

### 2. IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 当社ホームページに「IRポリシー」として掲載しております。 | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 個人投資家向け説明会（対面及びインターネット）を実施し、代表取締役社長が事業の状況や業績、経営方針等について説明しております。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 本決算・中間決算時にアナリスト・機関投資家向けの説明会を実施しております。説明会では代表取締役社長が事業の状況や業績、経営方針等について説明しております。 | あり |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催 | 2021年3月期決算より、決算短信及び決算説明資料の英訳を開始いたしました。 | なし |
| IR資料のホームページ掲載 | 当社ホームページ内にIR専門ページを開設し、決算短信、有価証券報告書（四半期報告書）、適時開示資料、各種説明会資料、KPI情報、ファクトブック等を掲載しております。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | 経営管理部にてIRを担当しております。 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社は、株主・投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様に、当社の経営方針、事業活動、財務情報等に関する情報をわかりやすく公平かつ適時・適切に提供することを基本方針としてIR活動を実施しております。 |
| 環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施 | 今後、検討すべき事項と考えております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 当社ホームページに「IRポリシー」として掲載しております。 |

# Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、経営の透明性の向上と、コンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート･ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置づけております。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
法令･定款及び社会規範を遵守するための「コンプライアンス憲章」を制定し、コンプライアンスに関する教育･研修を適宜開催する等、コンプライアンスの意識の維持･向上を図ります。
役職員の職務執行の適正性を確保するため、内部監査室が「内部監査規程」に基づき内部監査を実施します。また、内部監査室は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施します。
健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりをもたず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶します。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行います。

損失の危機の管理に関する規程その他の体制
当社は、持続的な成長を確保するため「リスク管理規程」に基づく対応によって、リスク発生の未然防止や危機拡大の防止に努めております。
必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と、早期発見に努めております。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催いたします。
取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図ります。

当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
「関連会社規程」に基づき、関連会社の管理を行います。
取締役会は、経営計画を決議し、経営管理部はその進捗状況を代表取締役社長に報告いたします。
内部監査室は、当社及び関連会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告いたします。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議の上、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助にあたらせます。

前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮･命令は受けないものといたします。
当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものといたします。

監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会のほか部門長会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができます。
取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告いたします。
取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告いたします。

前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
コンプライアンス憲章に則り、報告した事実によって不利益（解雇、減給、異動、降格、懲戒、報復行為）等を被ることを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底致します

監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、会社法に規定される費用の請求をした場合において、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理致します。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保します。
監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。
監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図ります。
監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができます。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は「反社会的勢力対策規程」を作成し、代表取締役社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持ちません。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶します。
取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行います。
反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組みます。
反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との密接な連携関係を構築します。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

買収防衛策を導入しておりません。また、その導入予定もありません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

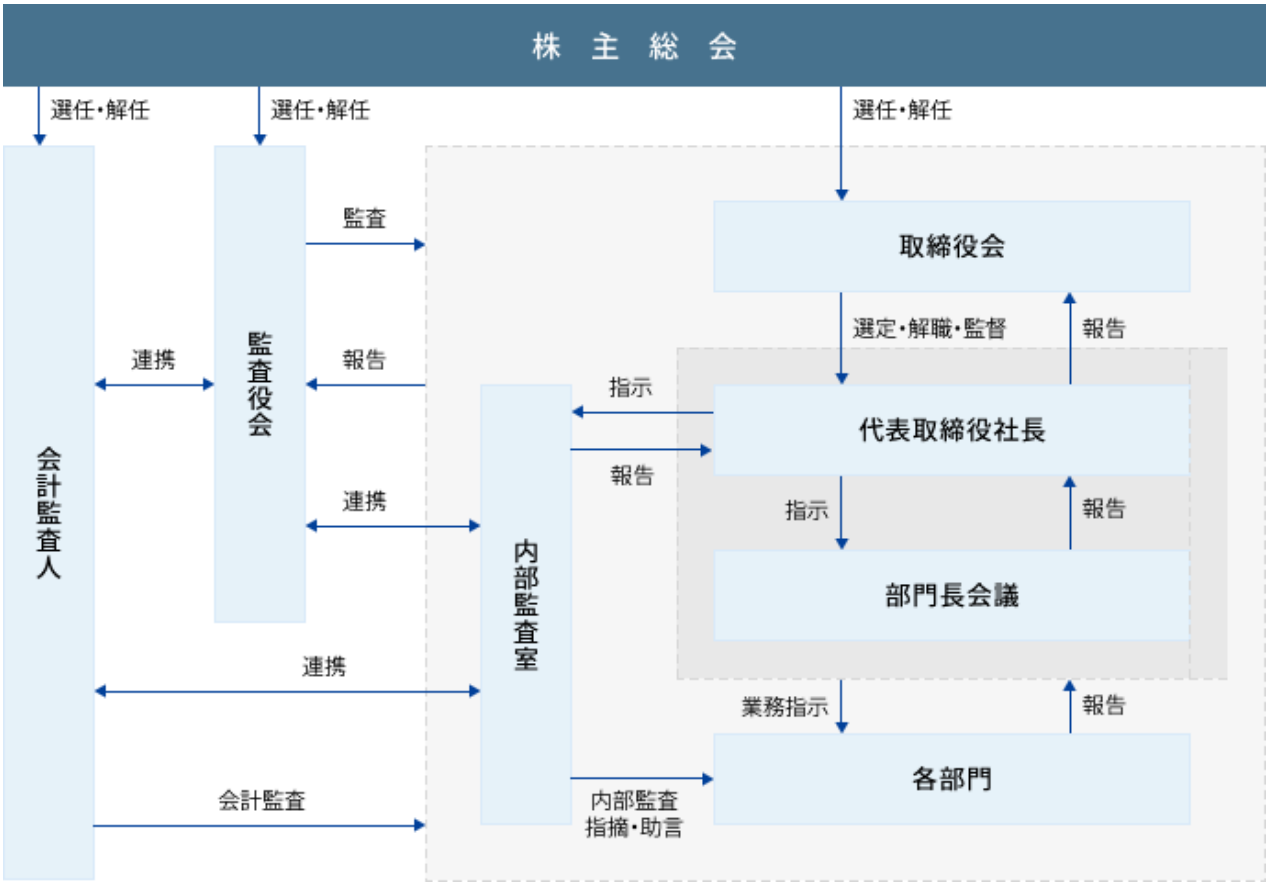

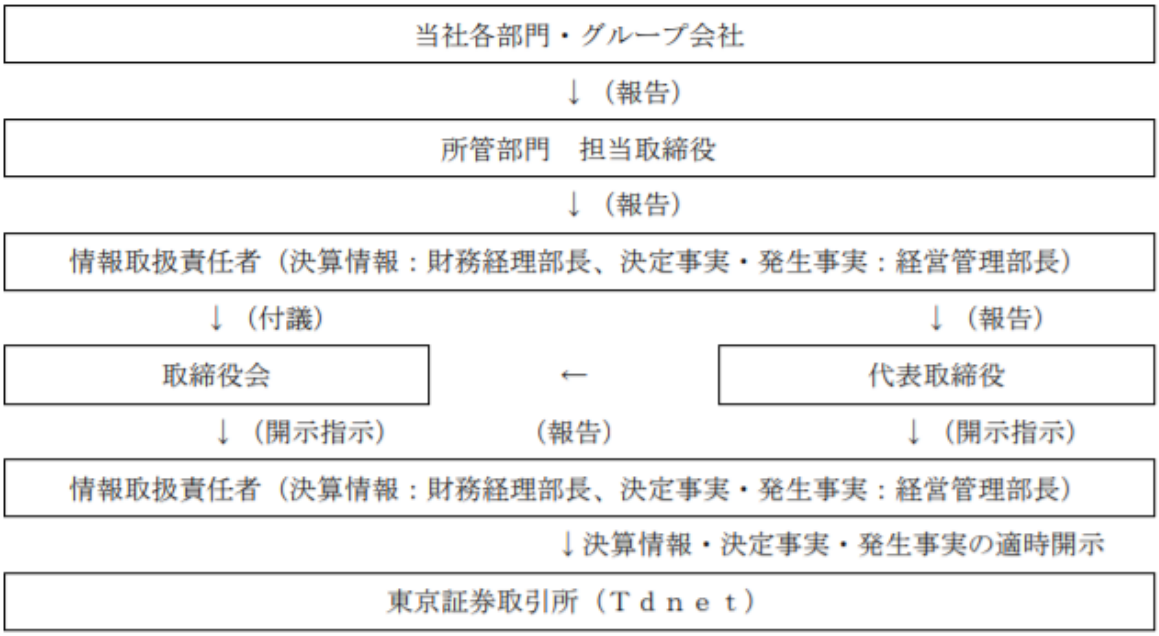


（開示後、当社ホームページのＩＲサイトにも速やかに公開）

（注）緊急を要する発生事実に関する情報は、開示後に改めて取締役会に報告されます。